

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	小論文
実施日	2025 年 9 月 27 日
出題意図	本問は、ふるさと納税のポータルサイトを用いた寄附について、ポイントを付与することの是非について論ずることにより、基本的な社会的事象について問題点を把握しているか、そして、自らの考えを論理的に主張し、展開することができるかどうかを問うている。 ポイント付与の問題点として、①ポイントの付与にあたり、その原資が、自治体から徴収している手数料の一部ではないかという指摘、②ポイントの付与により、寄附獲得競争となり、地域振興を目的としたふるさと納税の制度趣旨に反しているという指摘がなされている。 一方で、ポイント付与規制に関する反対意見として、①ポイント付与の規制は、ポータルサイト運営会社に対する営業の自由の侵害ではないか、②今回の規制は、法改正によるものではなく、告示により禁止になったことから、総務大臣の裁量権の逸脱濫用であり、違法ではないかとの指摘が事業者の一部からなされているところである。 本問では、以上のようなポイント付与に関する指摘、ポイント付与の禁止に対する問題点などを指摘しつつ、解答者の私見が論理的かつ十分に展開できているか評価する。なお、全体を通して、文章中の論理構成、誤字・脱字等も評価の要素とする。
解答又は 解答例	受験者の自由記述に依るところがおおきく、問題の性質上、解答または解答例の公開になじまないため省略する。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 1（志望演習科目） 問題 1
実施日	2025 年 9 月 27 日
出題意図	本問における論点について考察する。①所得税法第 2 章 課税標準及びその計算並びに所得控除の第 1 節 課税標準及び第 2 節 各種所得の金額の計算の第 1 款 所得の種類及び各所得の金額を簡潔に論じてもらいたい。②その所得が性質や発生態様によって、税を負担する能力が異なることから、所得税法は、各所得の課税標準の計算において異なる担税力をどのように評価しているかについて、計算構造を説明する必要がある。なお、解答用紙の文字数が制限されている関係から、①および②を併記することもありうる。③さらに、その性質が行政通達で例示されている各種所得の範囲であっても、画一的にそれを当て嵌めるのではなく、その所得の発生態様を考察することで、異なる所得区分に該当する場合があることを言及してもらいたい。
解答又は 解答例	（１）所得の区分 所得税法では、その性質の態様によって所得を次の 10 種類に区分している。①利子所得とは、預貯金や公社債の利子ならびに合同運用信託等の収益の分配に係る所得をいう。②配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける配当等をいう。③不動産所得とは、土地や建物などの不動産、借地権など不動産の上に存する権利、船舶や航空機の貸付けをいう。④事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得をいう。⑤給与所得とは、使用人や役員等が支払いを受ける俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有する給与に係る所得をいう。⑥退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当等の所得をいう。⑦山林所得とは、山林を伐採して譲渡すること、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいう。⑧譲渡所得とは、土地、建物、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得等をいう。⑨一時所得とは、上記利子所得から譲渡所得までのいずれの所得にも該当しないもので、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のものであって、労務その他の役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいう。⑩雑所得とは、上記利子所得から一時所得までの所得のいずれにも該当しない所得をいう。 （２）所得の金額の計算 所得が性質や発生態様によって、税を負担する能力が異なることから、所得税法は、所得の種類を 10 種類に分類して、それぞれの所得の内容と計算方法を定めている。①利子所得は、利子等の収入金額が、そのまま利子所得の金額となる。②配当所得は、収入金額から株式などを取得するための借入金の利子を差し引いた金額となる。③不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を差し引いた金額となる。④事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を差し

引いた金額となる。⑤給与所得は、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となる。⑥退職所得は、収入金額から退職所得控除額を差し引き、それに二分の一を乗じた金額である。⑦山林所得は、総収入金額から必要経費を差し引き、さらに、特別控除額を控除した金額である。⑧譲渡所得は、譲渡されるものの所有期間等の担税力を勘案して、総合所得課税と分離課税に区分する。そして、譲渡所得の金額は、譲渡収入から取得費と譲渡費用を差し引き計算される。例えば、居住用財産を譲渡した場合には 3,000 万円の特別控除額が差し引かれる。このように、譲渡所得は、各所得の課税標準の計算において異なる担税力を所得税法がどのように評価しているかについて顕著に表していると考えられる。

⑨一時所得とは、すでに論じたとおり、偶発的な所得である。したがって、担税力が強いと思われる。たとえば、懸賞や福引の賞金品、競馬や競輪の払戻金などが例示されている。その必要経費は、文理解釈によって、極度に範囲が限定されている。それは、当たり馬券のみ必要経費と認められ、はずれ馬券は必要経費に該当しないとする一般的な解釈からもうかがえる。⑩雑所得とは、上記利子所得から一時所得までの所得のいずれにも該当しない所得であり、総収入金額から必要経費を差し引き計算される。

（３）各種所得の区分および範囲は、その性質が行政通達で例示されている各種所得の範囲であっても、画一的にそれを当て嵌めるのではなく、その所得の発生態様を考察することで、異なる所得区分に該当することがある。

たとえば、競馬の馬券の払戻金が一時所得と雑所得のいずれに該当するか、外れ馬券の購入費用が必要経費として控除できるか、が争われていた裁判において、最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決は、本件の競馬の馬券の払戻金については、馬券購入の態様や利益発生状況等から雑所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費に該当すると判断した。一方で、東京高裁平成 28 年 9 月 29 日判決（最高裁平成 29 年 12 月 20 日上告棄却）は、本件の競馬の馬券の払戻金については、馬券購入の態様や利益発生状況等から一時所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費に該当しないと判断したことからも、画一的にそれを当て嵌めることは、厳に慎まなければならないと考える。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 1 (志望演習科目) 問題 2
実施日	2025 年 9 月 27 日
出題意図	本問は、租税法が租税法律主義をその基本原則としているところから、租税法における条文の定義や別段の定めの内容を穴埋め形式で問うものである。また、租税法は、条文の文理解釈が基本とされていることを鑑みると、正確な用語を用いる能力を測定する必要がある。
解答又は 解答例	(1) 交際費等とは、交際費、接待費、機密費、① その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答② その他これらに類する行為のため支出するものをいう。 (2) 寄附金の損金不算入とは、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の③ 資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の④ 所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額をいう。 (3) 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金に算入すべき金額は、⑤ 別段の定めがあるものを除き、⑥ 資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受その他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。 (4) 資本等取引とは、法人の⑦ 資本金等の額の増加または減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は⑧ 剰余金の分配(資産の流動化に関する法律の規定する金銭の分配を含む。)及び残余財産の分配又は引渡しをいう。 (5) 繰延資産とは、法人が支出する費用のうち⑨ 支出の効果がその支出の日以後⑩ 1年以上に及ぶもので特定のものをいう。 (6) 消費税の課税対象とは、国内において事業者が行った資産の⑪ 譲渡等及び特定仕入れ及び⑫ 保税地域から引き取られる外国貨物である。 (7) 輸出免税等とは、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの⑬ 輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け、外国貨物の譲渡又は貸付け、国内及び⑭ 国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信等をいう。 (8) 仕入れに係る消費税額の控除とは、事業者が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った⑮ 課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る⑯ 適格請求書等の記載事項を基礎として計算した金額)につき課された又は課されるべき消費税額の⑰ 合計額を控除することをいう。 (9) 小規模事業者に係る納税義務の免除とは、事業者のうち、その課税期間に係る⑱ 基準期間における課税売上高が⑲ 千万円以下である者(⑳ 適格請求書発行事業者を除く。)については、消費税を納める義務を免除するということである。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 2（選択） 問題 1
実施日	2025 年 9 月 27 日
出題意図	公務員の政治活動の自由は、ほぼすべての憲法学の基本書において説明されている基本的な事柄である。本問は、入学後の研究・授業科目の履修において必要となる、憲法学の基礎知識の理解度、そしてそれに関する論述能力を問うものである。
解答又は 解答例	政治活動の自由は、憲法 21 条 1 項により保障される。しかし、公務員はこの自由を法律などの規制により制約されている。例えば、国家公務員法 102 条は、国家公務員が政治目的のために寄付金などを受領することなどの「政治的行為」を規制する。また同時に、人事院規則が定める「政治的行為」を行うことも禁止されている。さらに規制に違反した者には、懲戒処分だけではなく、刑事制裁も予定されている。地方公務員については、国家公務員よりも制限される行為の範囲が狭く、違反に対する刑事制裁がないなどの違いもあるが、地方公務員法 36 条により「政治的行為」が規制される。こうした規制については、その根拠と規制が許容されるかが問題とされてきた。 規制の根拠については様々な考えがある。そもそも、公務員などの公法上特別な関係にある者については、その人権を制限できるとする、特別権力関係論が主張されてきた。しかし、これは日本国憲法下では妥当しないとされ、異なる根拠が求められる。例えば、公務員は「全体の奉仕者」（憲法 15 条 2 項）であり、職務の遂行にあたって中立であることが必要であるとする、初期の最高裁判決に見られた考えがある。その後最高裁は、「公務員の地位の特殊性と職務の公共性」に根拠を求めるようになった。学説からは、憲法 15 条や 73 条 4 号のように、憲法が公務員関係という特別の存在とその自律性を、憲法的秩序の構成要素として認めており、人権の制約は最小限度のものであれば許容されたとする、憲法秩序構成要素説が示されている。 その上で、上記規制が許容されるかについては、特に、国家公務員法 102 条が公務員の政治活動の自由を制約している点が問題となってきた。この点、猿払事件において最高裁は、いわゆる猿払基準と呼ばれる判断枠組みを示した。しかし、その後の堀越事件において最高裁は、公務員の地位や職務の内容などの事情を総合的に判断するという手法を採用している。この最高裁の判断では、「政治的行為」の意味を限定的に解釈した上で前記の手法を提示しており、猿払事件との事案の違いを明らかにして、公務員の政治活動の自由をより広く認めようとしていると言える。 このように、公務員はその地位などを理由として政治活動の自由が制約されているが、最高裁は、以前よりはその自由を広く認めるような立場を示していると言える。 ※なお、本解答例を作成するにあたって参照した文献については省略する。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 2（選択） 問題 2
実施日	2025 年 9 月 27 日
出題意図	志願者が選択しなかったため省略する。
解答又は 解答例	志願者が選択しなかったため省略する。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	小論文
実施日	2026 年 2 月 7 日
出題意図	本問は、義務教育におけるいわゆるデジタル教科書の導入の是非について論ずることにより、基本的な社会的事象について自らの考えを理論的に主張し、展開することができるかを問うている。 いわゆるデジタル教科書導入のメリットとしては、紙の教科書を持ち運ぶ必要がないこと、そして、拡大表示できること、音声を読み上げられること、関連教材・資料集等とのリンク機能など、デジタルならではの便利な機能が盛り込まれていることにある。 デジタル教科書導入のデメリットとしては、児童・生徒が授業と関係ない動作に集中してしまうこと、学習事項の定着率が紙に比べて劣るのではないかという問題、機器にトラブルが生じたときの対応が必要になること、児童・生徒の目に負担がかかり、近視が進行するリスクがある等の点が指摘されている。 以上の点のほか、自らの電子書籍・電子機器の使用経験に基づくメリット・デメリットが指摘されていることが望まれる。 本問では、上記に挙げた点などを指摘しつつ、解答者の私見が論理的かつ十分に展開できているか、評価する。なお、全体を通して、文章中の論理構成、誤字・脱字等も評価の要素とする。
解答又は 解答例	受験者の自由記述に依るところがおおきく、問題の性質上、解答または解答例の公開になじまないため省略する。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 1（志望演習科目） 問題 1
実施日	2026 年 2 月 7 日
出題意図	本問は、租税法における法人税法の基本的仕組についての知識を問うものである。法人税法 21 条や法人税法 22 条の条文そのものを引用・提示したうえでその内容を説明してほしい。
解答又は 解答例	① 法人所得の意義 各事業年度の所得の金額の計算の通則として、法人税法 22 条 1 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額と規定し、さらに同法 22 条 4 項は、第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとしている。そのうえで、法人税の所得の射程範囲を示している。 ② 益金の意義 法人税法 22 条 2 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、7 つに分類されている。そして、「別段の定め」がない限りは、課税所得の算定は企業会計に準拠して行われることになると考えられる。そうすると、企業会計においては、ア、資産の販売商品や製品などの棚卸資産の売却。イ、有償による資産の譲渡固定資産や有価証券などの売却。エ、有償による役務の提供サービスの提供。カ、資産の無償による譲受け資産の受贈、債務免除益など受贈益として計上すること。キ、その他の取引については、当然取引として認識されるものである。一方で、企業会計では、ウ、無償による資産の譲渡資産の寄附や贈与時価で収益を計上すること。無償による役務の提供無利息融資、無償の経営指導など時価で収益を計上することのような無償取引について収益を認識する処理は、通常採用されていないというのが通説である。 ③ 損金の意義 法人税法 22 条 3 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とすると規定している。 上記の意義は、法人税とは、法人所得は益金から損金を控除して算出するが、益金と収益、損金と原価・費用・損失は基本的には同じである。しかし、すべてが同じというわけではない。つまりは適正な期間損益計算を行うために企業会計原則に準拠した会計処理を行い、その処理だけでは適正・公平な課税の実現が達成されないため、法人税法独自の調整処理を行って法人所得を算出するのである。 ④ 資本等取引 法人税法 22 条 5 項では、「資本等取引」を以下のように定義している。「資本等取引」とは、法人の資本金等の額の増加または減少を生じさせる取引、および利益または剰余金の分配（配当）を指す。具体的には以下のものが含まれる。資本金等の払い込み（増資）、出資の払い戻し（減資・自己株式の取得など）、剰余金の分配（配当金の支払い）等である。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 1（志望演習科目） 問題 2
実施日	2026 年 2 月 7 日
出題意図	本問は、租税法が租税法律主義をその基本原則としているところから、租税法における条文の定義や内容を穴埋め形式で問うものである。また、租税法は、条文の文理解釈が基本とされていることを鑑みると、正確な用語を用いる能力を測定する必要がある。
解答又は 解答例	(1) 非永住者とは、居住者のうち日本の① 国籍を有しておらず、かつ過去 10 年以内において国内に住所又は② 居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人をいう。 (2) 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は③ 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち損益通算してもなお控除しきれない部分の金額を④ 純損失の金額という。 (3) 事業専従者とは、居住者（青色申告者を除く。）と⑤ 生計を一にする配偶者⑥ その他の親族（年齢 15 歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む事業に従事するものをいう。 (4) 土地（土地の上に存する権利を含む。）、⑦ 減価償却資産、電話加入権その他の資産（山林を除く。）で特定のものを⑧ 固定資産という。 (5) 変動所得とは、漁獲から生ずる所得、著作権の⑨ 使用料に係る所得その他の所得で年々の⑩ 変動の著しいもののうち特定のものをいう。 (6) ⑪ 相続により財産を取得した一定の個人当該財産を⑫ 取得した時においてこの法律の施行地に⑬ 住所を有する者は、相続税を納める義務がある。 (7) 相続、遺贈又は贈与により取得した⑭ 財産の価額は、当該財産の取得時の時における⑮ 時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の⑯ 現況による。 (8) 皇室経済法の規定により⑰ 皇位とともに⑱ 皇嗣が受けたもの、墓所、霊廟及び⑲ 祭具並びにこれらに⑳ 準ずるものは、相続税の課税価格に算入しない。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2026 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

課 程	修士課程
試験科目	専門 2（選択） 問題 1 及び 2
実施日	2026 年 2 月 7 日
出題意図	募集区分における志願者がいなかったため省略する。
解答又は 解答例	募集区分における志願者がいなかったため省略する。